

日本内分泌攪乱物質学会会則（学会設立日 1998 年 6 月 9 日）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は日本内分泌攪乱物質学会と称する。

（主たる事務所の所在地）

第2条 本会は、主たる事務所を以下の住所に置く。

東京都品川区東五反田1-10-4 エムアイビル4階
株式会社プライムインターナショナル内

（目 的）

第3条 本会は、内分泌攪乱物質とその影響についての学問・技術の進歩発展をはかり、ヒトを含めた生態系の健康の増進と、環境の改善に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- （1）内分泌攪乱物質とその影響に関する調査・研究・教育に関する会員間の情報交流。
- （2）内分泌攪乱物質とその影響に関する調査・研究・教育の奨励ならびに表彰
- （3）内分泌攪乱物質とその影響に関する調査・研究・教育を担う人材の育成
- （4）内分泌攪乱物質とその影響に関する社会への情報発信
- （5）海外の関連学会との交流
- （6）会誌およびその他の刊行物の発行
- （7）研究討論会、講演会等の開催
- （8）前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

第2章 会 員

（会員の種別）

第5条 本会の会員は次の種別とする。

（1）正会員

会員は本会の目的に賛同した個人で、日本内分泌攪乱物質学会が主催する大会に研究成果等を発表することができ、またニューズレターの頒布を受けることができる者とする。

正会員には一般会員、評議員、功労評議員、学生会員の区分を設ける。

（2）賛助会員

賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人または団体とする。

（3）公益会員

公益会員は本会の目的に賛同する公共団体とする。

（4）名誉会員

名誉会員は評議員会において本会に対する功績が特に顕著と承認された者とする。

（評議員、功労評議員）

第6条 評議員は本会の発展に一定の貢献がある正会員で、会員から推薦され、総会で会員の承認を得た者とする。

2 評議員は正会員としての資格を有するほか、別に定める権利と役割を有する。

3 功労評議員は評議員のうち功労のあった者が、評議員会で推薦された場合、年齢が70歳に達した年の翌年度より就任する。権利は別に定める。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、本会所定の入会手続に従って入会の申込みをし、会長の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員および功労評議員は別に定める規約により、会費を納めることを要しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、解散又は失踪宣言を受けたとき。
- (3) 2年以上会費を滞納し、催促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、1か月以上前に書面で当会に対して退会することを予告した上で、予告期間満了時に退会することができる。

2 前項の期間は総正会員の同意により短縮することができる。

(除 名)

第11条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは著しく本会の目的に反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるとき、理事会の議を経て総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第3章 総 会

(総 会)

第12条 総会は本会の最高の決定機関であり、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。功労評議員は議決権を持たない。

3 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、原則毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

4 臨時総会は評議員会が必要と認めた時に、或いは正会員の10分の1以上の請求があったときに開催する。

(討議事項)

第13条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 役員人事の承認
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他評議員会が必要と認めた事項

(招 集)

第14条 総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間までに各正会員に対して発する。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法によって、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(決議の方法)

第15条 総会は正会員の10分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

2 正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が同意の意思表示（書面又は電磁的記録により表決した委任状での意思表示も含む）をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち1名がこれに代わる。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会において選定された議事録に署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

2 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は別に定める規則により就任した評議員および功労評議員で構成する。

2 評議員会における議決権は評議員1名につき1個とする。功労評議員は議決権をもたない。

3 評議員会は、原則毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

(討議事項)

第19条 評議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 理事の候補者を予備選考し、総会に提案する。
- (2) 名誉会員の候補者を予備選考し、総会に提案する。

(3) 会員および評議員に関する規約の改定を検討し、総会に提案する。

(招 集)

第20条 評議員会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 評議員会の招集通知は、会日より1週間までに各正会員に対して発する。

3 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法によって、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

(決議の方法)

第21条 評議員会は評議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

2 評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が同意の意思表示（書面又は電磁的記録により表決した委任状での意思表示も含む）をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち1名がこれに代わる。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び評議員会において選定された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

2 議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役 員

(員 数)

第24条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上22名以内

(2) 監事 2名以上5名以内

(3) 事務局長 1名

(4) 顧問 若干名

2 理事のうち、1名を会長とする。また、理事のうち3名までを副会長とすることができる。

3 監事は本会の理事、職員が含まれてはならない。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、選挙規則に基づき総会の決議によって評議員の中から選任する。

2 会長、副会長および事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

4 事務局長は本会運営における庶務一般を担当する。

5 理事の中に、必要に応じて、会計担当幹事、編集担当幹事、企画担当幹事、情報担当幹事、表彰担当幹事を設け、それぞれ編集委員会、企画委員会、情報委員会、表彰委員会を組織して当該業務の円滑な進行を図る。各委員会は担当幹事の他に会員の中から選ばれた委員によって構成され、委員長は担当幹事が就任する。委員の選任は担当幹事の推薦をもとに、理事会で決定される。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をする。

(顧問)

第28条 会長の指名により顧問をおくことが出来る。顧問は本会の運営に関する事項について会長の諮問に応じる。

(任期)

第29条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事が任期中に70歳を超えた場合でも、任期は変更せず、満了する時までとする。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、現任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日より1週間までに各理事及び各監事に対して発する。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第39条 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

第8章 学会賞

(学会賞)

第40条 優れた研究発表・業績を表彰するため、本学会に「井口賞」「森田賞」「トラベルグラント」を設ける。

2. 「井口賞」、「森田賞」については別途細則で定める。
3. 「トラベルグラント」については研究発表会規則に別途定める。

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第41条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

附 則 この会則は、2023年4月1日から施行する。

2023年3月27日 改定

2025年6月24日改定

上記の記載事項は、事実と相違ないことを認めます。

日本内分泌攪乱物質学会会長
鯉淵 典之